

盛岡広域振興局長告示第90号

特定猟具使用禁止区域の指定（平成22年盛岡広域振興局長告示第63号）で告示した矢巾町流通センター特定猟具使用禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成28年10月21日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

変更後の矢巾町流通センター特定猟具使用禁止区域の区域 紫波郡矢巾町地内の主要地方道盛岡和賀線と町道南村1号線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡和賀線を北に進み町道野中線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道野中10号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道夏野1号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道北川7号線との交点に至り、同点から同町道を北に進み向田川右岸との交点に至り、同点から同川を上流に進み町道湯道線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道西部工業団地2号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道早稲屋敷1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道西部開拓道との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道南昌台1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道南昌台23号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み南昌台団地と森林との境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み町道南昌台6号線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町有法定外道路との交点に至り、同点から同道を北に進み向田川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み一般県道矢巾西安庭線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み更に南東に進み更に東に進み町道流通センター南四丁目9号線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み更に北に進み盛岡市と紫波郡矢巾町との境界に至り、同点から同境界を東に進み更に北に進み更に東に進み更に北に進み更に東に進み鹿妻幹線水路との交点に至り、同点から同水路を下流に進み町道南村1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域